

戸籍に「振り仮名」が追加されます

戸籍法の改正により、戸籍の記載事項に、新たに氏名の振り仮名が追加されます。

戸籍に振り仮名が記載されるまでの流れ

①本籍地の市区町村から振り仮名のお知らせ

戸籍に記載することになる氏名の振り仮名の「お知らせ」は、本籍地の市区町村から戸籍の筆頭者の方に、圧着はがき等により郵送されます。郵送の時期は、**5月26日以降、6月から8月までの間で、市区町村によって異なります。**

※本籍地が大口町の方は、大口町からお知らせします。大口町に住民登録されている方で本籍地が大口町でない方は、本籍地の市区町村からお知らせします。

②振り仮名の確認と届出

本籍地の市区町村から郵送された「お知らせ」に記載された振り仮名を「確認」ください。

▼振り仮名が正しい場合

届出の必要はありません。

▼振り仮名が間違っている場合

届出をしてください。

氏名の振り仮名の届出は、本籍地またはお住いの市区町村の戸籍担当課の窓口となります。「マイナポータル」を利用したオンラインによる届出も可能です。（届出の期限は令和8年5月25日まで）

※「マイナポータル」とは国が運営するオンラインサービスで、ご利用にはマイナンバーカードが必要です。

▽届出ができる方は、「氏」と「名」で異なります。

「氏」の振り仮名の届出：原則、戸籍の筆頭者の方が届け出ます。届出に当たっては配偶者の方など十分に「相談」ください。

「名の振り仮名」の届出：戸籍に記載されている方が、それぞれ届け出ます。ただし、15歳未満の方の届出は、親権者等の法定代理人がおこないます。

▽届出に必要なもの

「お知らせ」に記載された振り仮名と異なる読み方や一般に認められていない読み方で届出しようとするときは、それが分かる書面を別に提出いただく場合がありますので、事前に「相談」ください。

③戸籍への振り仮名の記載

本籍地の市区町村により、令和8年5月26日以降、①の「お知らせ」に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

④その他

令和7年5月26日以降、出生届や帰化届等により初めて戸籍に記載される方は、その届出時に併せて振り仮名を届け出ることになります。

届出には手数料はかかりません。届出をしなくても罰則はありません。

詐欺にご注意ください

振り仮名の届出のために、法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません。不審な電話等がありましたら、お住いの市区町村の戸籍担当窓口、最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）、消費者ホットライン（188）にご相談ください。

制度のご案内

戸籍の振り仮名制度の内容を詳しく知りたい場合は、法務省ホームページでご案内していますので、ご参照ください。



問合せ先

戸籍保険課

☎ 95-11115

戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます

誤っている場合は必ず届出をしてください

戸籍に記載される振り仮名の通知書

〇〇県〇〇市長 印

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍 〇〇県〇〇市〇〇12345番

【氏の振り仮名】

氏	法 務
振り仮名	ホウム
氏の振り仮名の届出が可能の方	法務 太郎 様のみ

【名の振り仮名】

①	名	太 郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京 子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ

①～④の方が個別に届出可能です。
〔未成年者については、親権者からの届出も可能です。〕

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ！